

# 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 「グループホーム和や家～なごやか～」 運営規程

## 第1条（事業の目的）

株式会社介護いわてが開設するグループホーム和や家～なごやか～（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業の提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切な事業を提供する。

（2）事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、事業の提供方法について理解しやすいように説明を行う。

（3）事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持って事業の提供を行う。

（4）事業の提供に当たっては、行政、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的な事業の提供に努める。

（5）上記のほか、関係法令等を遵守し、事業の提供を行う。

## 第3条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 グループホーム和や家～なごやか～

（2）所在地 岩手県岩手郡岩手町大字一方井第7地割10番地

## 第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者（1名）

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）計画作成担当者（1名）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連絡・調整を行う。

（3）介護職員（3名以上）

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

## 第5条（利用定員）

事業所の利用定員は9名とする。

## 第6条（事業の内容及び利用料金その他の費用の額）

（1）サービス内容は次のとおりとする。

- ①入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- ②日常生活上の世話
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④相談・援助等

（2）利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（3）月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

（4）提供されるサービスのうち、家賃、水道光熱費、食材費、電気代、その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費の支払いを受ける。

（5）上記利用料は別紙料金表の通りとし、事前に説明を行うとともに利用者またはその家族から同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様とする。

## 第7条（介護計画の作成）

（1）サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて個別に介護計画を作成する。

（2）介護計画の作成・変更に際しては、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

（3）利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況についての評価を行う。

（4）介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が、介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

## 第8条（入居に当たっての留意事項）

事業の対象者は、要支援者または要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- （1）少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- （2）自傷他害のおそれがないこと。
- （3）常時医療機関において治療をする必要がないこと。

## 第9条（個人情報の保護）

（1）利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

（2）事業を提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（3）従業者の退職後も、その守秘義務を強制するものとする。

(4) 利用者へのサービス向上を図るために、利用者及びその家族に関する情報を他の関係機関に対して公開する際には、利用者または家族から書面で同意を得ることとする。

#### 第10条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

#### 第11条（事故発生時の対応）

(1) 事業所は利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償の責を負うものとする。

#### 第12条（衛生管理）

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備等は、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### 第13条（緊急時における対応方法）

事業の提供に当たって、利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

#### 第14条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### 第15条（協力医療機関等）

(1) 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

(2) 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

①利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

②事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- ③事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、自治体に届け出るものとする。
- ④事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- ⑤事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- ⑥事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- ⑦事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- ⑧事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

#### 第16条（虐待防止に関する事項）

（1）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針の整備。
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

（2）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政に通報するものとする。

#### 第17条（身体拘束等の禁止）

（1）事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

（2）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（3）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- ①身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修の定期的な実施。
- ②身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその検討結果について従業者への周知徹底。
- ④その他身体拘束等の適正化のために必要な措置。

#### 第18条（地域との連携など）

- （1）当事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- （2）運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- （3）運営推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、岩手町の担当職員もしくは地域包括支援センターの職員、及び事業についての知見を有する者とする。
- （4）会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等をする。
- （5）運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

#### 第19条（業務継続計画の策定等）

- （1）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- （2）事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- （3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第20条（ハラスメント対策の強化）

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動又は性的な言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第21条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

#### 第22条（その他運営についての重要事項）

- （1）従業者の資質及び介護技術向上のため、事業所内外の研修を積極的に行う。また、勤務体制の調整を行う。
- （2）事業所は、従業者、設備・備品、会計及び利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を事業を提供した日から5年間保存するものとする。
- （3）この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社介護いわてと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。